

訪問型サービスコード表（令和6年6月）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス１１	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) １週に１回程度の場合			1,176	１月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス１１日割			1176 単位	日割の場合÷30.4 日	39 単位	39	１日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス１２		(2) １週に２回程度の場合			2,349	１月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス１２日割			2349 単位	日割の場合÷30.4 日	77 単位	77	１日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス１３		(3) １週に２回を超える程度の場合			3,727	１月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス１３日割			3727 単位	日割の場合÷30.4 日	123 単位	123	１日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) １週に１回程度の場合		12 単位減算	-12	１月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１１日割				日割の場合÷30.4 日	1 単位減算	-1	１日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１２			(2) １週に２回程度の場合		23 単位減算	-23	１月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１２日割				日割の場合÷30.4 日	1 単位減算	-1	１日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１３			(3) １週に２回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	１月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１３日割				日割の場合÷30.4 日	1 単位減算	-1	１日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算１	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		１日につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算２		事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算３		同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合			所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算		１日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		１月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算			１日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算		１月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5%加算			１日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算					200 単位加算	200	１月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(１) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(２) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50 単位加算	50	１回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(１) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 245/1000 加算		１月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(２) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(３) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(４) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(５) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１）	所定単位数の 221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（２）	所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（３）	所定単位数の 200/1000 加算			

A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四)介護職員等処遇改善加算(V) (4)	所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五)介護職員等処遇改善加算(V) (5)	所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六)介護職員等処遇改善加算(V) (6)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七)介護職員等処遇改善加算(V) (7)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八)介護職員等処遇改善加算(V) (8)	所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九)介護職員等処遇改善加算(V) (9)	所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 0			(十)介護職員等処遇改善加算(V) (1 0)	所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 1			(十一)介護職員等処遇改善加算(V) (1 1)	所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 2			(十二)介護職員等処遇改善加算(V) (1 2)	所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 3			(十三)介護職員等処遇改善加算(V) (1 3)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 4			(十四)介護職員等処遇改善加算(V) (1 4)	所定単位数の 76/1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5 つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。